

消防長及び消防署長の資格の基準案に関する意見の募集について

1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号。第 3 次一括法）により、消防組織法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正が行われ、これまで消防長及び消防署長に必要な資格要件として「政令で定める資格を有する者」と規定されていましたが、第 3 次一括法第 7 条の改正により、「市町村の条例で定める資格を有する者」を要件とするよう改められました。

このような経過を踏まえ、当組合において条例を制定するに当たり、次のとおり基準案を取りまとめましたので、皆様のご意見を募集します。

2 条例制定に当たっての国の基準

市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令（平成 25 年政令第 263 号）

3 条例制定に対する組合の考え方

国は基準を示すに当たって、その基準を市町村が判断する際にどの程度参考とすべきかを「従うべき基準」「標準」「参酌すべき基準」の 3 類型に分類しています。

当組合においては、これらの基準についてその類型に従って分類しながら、基本的に次のような考え方で対応します。

- (1) 国が示している基準が最低基準であり既に組合において行政指導等により基準を上回る運用をしているもの、組合の施策の推進のために必要と認められるもの又は組合を取り巻く状況や住民の現状から公益上必要と認められるものについては、条例で基準を強化し、又は緩和を行います。
- (2) 組合の実情等に照らし全国一律の水準を確保することが妥当であると認められるものについては、国の基準を維持した条例の規定とします。

4 基準案の概要

項目	基準の内容	
	国の基準（参酌すべき基準）	組合の基準
消防長の資格の基準	(1) 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部、消防学校若しくは消防職員及び消防団員の訓練機関における消防署長の職と同等以上と認められる職に 1 年以上あったものであること。 (2) 消防団員として消防事務に従事した者で、消防団長の職に 2 年以上あったものであること。 (3) 市町村の行政事務に従事した者で、市町村の長の直近下位の内部組織の長の職その他市町村におけるこれと同等以上と認められる職に 2 年以上あったものであること。	国の基準どおり (国の基準を参酌して検討した結果、消防長に求められる役割や責務に照らし、国の基準どおりとすることが適切であると認められる。)

<p>消防署長の資格の基準</p>	<p>(1) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年（消防庁長官が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、1年から当該教育訓練の課程に応じ消防庁長官が定める期間を控除した期間）以上あったものであること。</p> <p>(2) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の階級に3年（消防庁長官が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、3年から当該教育訓練の課程に応じ消防庁長官が定める期間を控除した期間）以上あったもの（前号に該当する者を除く。）であること。</p> <p>(3) 消防団員として消防事務に従事した者であつて、消防団の副団長の職その他消防団におけるこれと同等以上と認められる職に3年以上あったもので、消防庁長官が定める教育訓練を消防大学校において受けたものであること。</p>	<p>国の基準どおり （国の基準を参酌して検討した結果、消防署長に求められる役割や責務に照らし、国の基準どおりとすることが適切であると認められる。）</p>
-------------------	---	--

5 意見の提出先(お問い合わせ先)

滝川地区広域消防事務組合 消防本部総務課

滝川市緑町2丁目2番31号

電話 0125-23-0119

FAX 0125-23-5125

E-mail takisyo@seagreen.ocn.ne.jp

6 今後の予定

- 基準案に対する意見公募（パブリックコメント） 平成26年10月7日（火）～11月6日（木）
- 意見を踏まえた考え方の整理及び条例案の確定 平成26年11月
- 条例案の議会提案 平成26年11月（平成26年第2回定例会）
- 条例の施行 平成27年4月1日施行（予定）